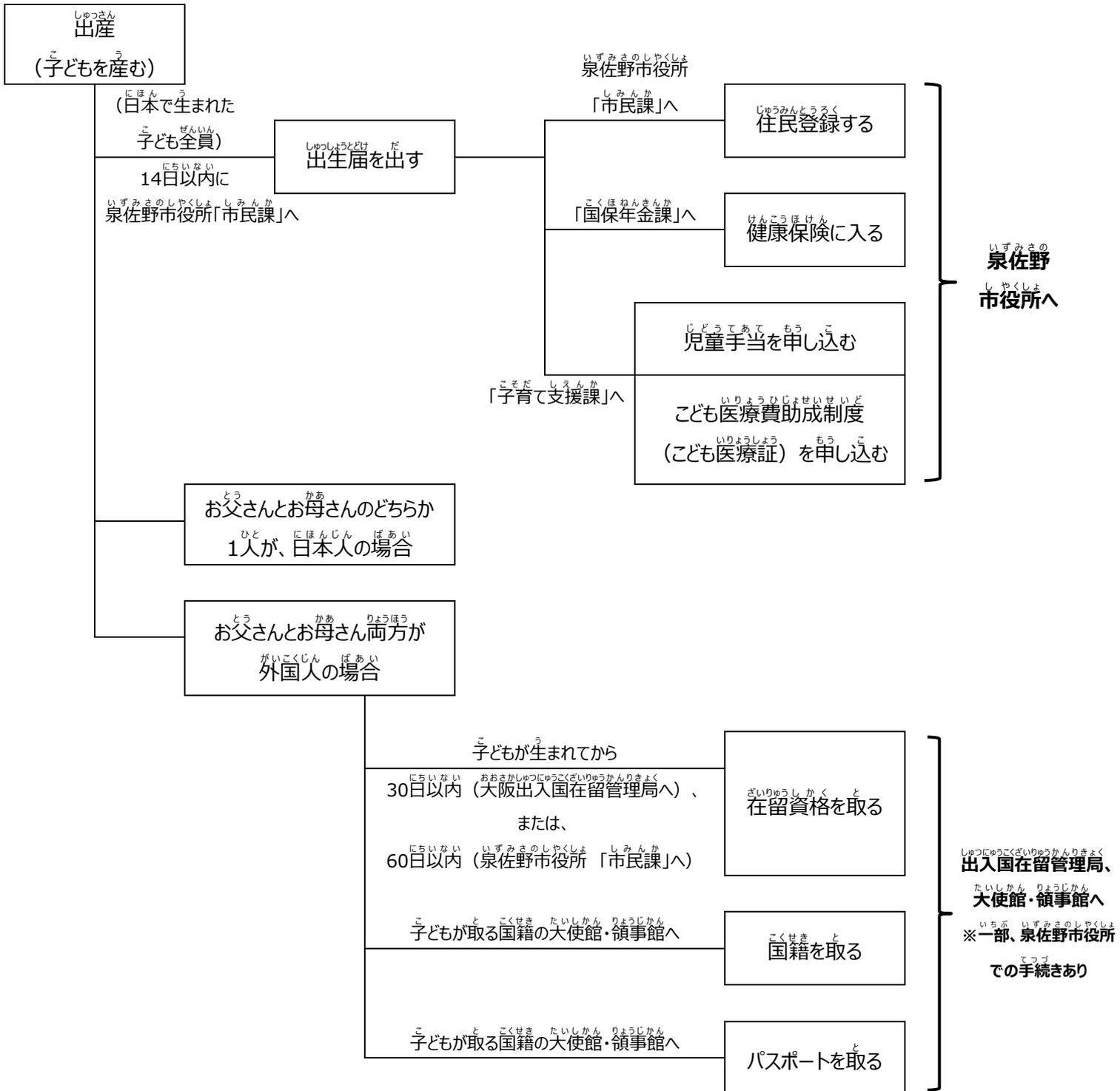


3. 妊娠・出産・育児

(2) 出産



① いずみきのしやくしよ てつづ 泉佐野市役所での手続き

A しゅつしやうとどけ だ 出生届を出します

こどもが日本にほんで生まれたら、**出生届**を出します。外国人がいこくじんも、出します。

生まれた日ひを含めて、14日以内にちいないに、泉佐野市役所いずみきのしやくしよの市民課しみんかに、出生届を出してください。

<も 持っていくもの>

- 出生届しゅつしやうとどけ（※出産した病院しゅつさん びやういんでもらいます）
- 出生届を出す人しゅつしやうとどけ だ ひとの印鑑いんかん（はんこ）
- 母子健康手帳ぼ し けんこうてちょう
- 国民健康保険証こくみんけんこうほけんしやう（国民健康保険こくみんけんこうほけんに入っている人ひとだけ）

お父さんとうとお母さんかあ両方りやうほうが外国人がいこくじんの場合は、出生届を出したときに、「出生届受理証明書しゅつしやうとどけじゅりしやうめいしよ（泉佐野市いずみきのしが、赤ちゃんあかの出生届を受け取ったことしゅつしやうとどけ う とが書いてあります）」をもらってください。

子どもの在留資格ざいりゅうしかくや国籍こくせきを取るときとに、必要ひつようです。

B じゅうみんどうろく 住民登録をします

出生届を出すと、その子どもは、お父さんとうやお母さんかあの子どもとして、住民票じゅうみんひやうに登録どうろくされます。

お父さんとお母さん両方りやうほうが外国人がいこくじんの場合、子どもは、生まれた日ひから60日間にちかんは、在留資格ざいりゅうしかくがなくても、日本にほんに住むことができます。

子どもが、60日を超えて日本にちに住む場合は、生まれた日ひから30日以内にちいない、または60日以内にちいないに、在留資格ざいりゅうしかくを取ります。

3. 妊娠・出産・育児

詳しいことは、この項目の「②出入国在留管理局、大使館・領事館での手続き A 子どもの在留資格を取ります」を見てください。

★手続き・問い合わせ

市民課

電話番号 072-463-1212 (内線2111～2118)

C 国民健康保険に入ります

お父さんやお母さんが、国民健康保険に入っている場合、子どもも、国民健康保険に入ります。

お父さん、またはお母さんが会社の「健康保険」に入っている場合は、会社に聞いてください。

★手続き・問い合わせ

国保年金課

電話番号 072-463-1212 (内線2121～2129・2197～2199)

D 児童手当を申し込みます

「児童手当」は、0歳から中学校3年生まで（15歳の3月31日まで）の子どもを育てている人がもらえるお金です。

外国人でも、泉佐野市に住んでいて、住民票がある人は、もらうことができます。

子どもが生まれた次の日から15日以内に、泉佐野市役所の子育て支援課に行ってください。

申し込んだ月の次の月から、お金がもらえます。

毎年6月に、更新の手続きがあります。

3. 妊娠・出産・育児

児童手当	月額
0歳～2歳	15,000円
3歳～小学校6年生まで（12歳の3月31日まで）の1番目・2番目の子ども	10,000円
3歳～小学校6年生まで（12歳の3月31日まで）の3番目以降の子ども ※「3番目以降」とは、18歳の3月31日までの間のいる子どもの中で数えた場合の3番目以降の子ども 【例】19歳、17歳、9歳の子どもがいる場合 → 児童手当のきまりでは、19歳の子どもは順番に数えませんが、9歳の子どもは、戸籍上3番目の子どもですが、児童手当のきまりでは、2番目の子どもになります。そのため、この9歳の子どもの毎月の児童手当は、10,000円になります。	15,000円
中学校1年生～3年生（15歳の3月31日まで）	10,000円

特例給付（所得の制限を超える場合）	月額
0歳～中学校3年生（15歳の3月31日まで）	5,000円

E 子ども医療費助成制度（子ども医療証）を申し込みます

泉佐野市が、0歳から中学校3年生まで（15歳の3月31日まで）の子どもの医療費の一部を助けてくれます。

対象：泉佐野市に住んでいて、健康保険に入っている人

※もらえる人の条件があります

3. 妊娠・出産・育児

★^{てつづ}手続き・^あ問い合わせ

^{こもだ}子育て^{しえんか}支援課

^{でんわばんごう}電話番号 072-463-1212 (^{ないせん}内線2381～83、2385～87)

② 出入国在留管理局、大使館・領事館での手続き

A 子どもの在留資格を取ります

子どもが、生まれた日から60日を超えて、日本に住む場合は、子どもにも在留資格が必要です。

出生届を出した後、生まれた日から61日を過ぎても、子どもの在留資格を取っていない場合、子どもの住民登録は取り消しになります。

取り消しになると、健康保険や児童手当などのサービスを受けることができません。

必ず決められた日までに、子どもの在留資格を取ってください。

お父さんとお母さん両方、またはどちらか1人が、特別永住者の場合は、生まれた日から60日以内に、泉佐野市役所の市民課で、手続きをしてください。

お父さんとお母さん両方が、中長期在留者の場合は、生まれた日から30日以内に、大阪出入国在留管理局で、手続きをしてください。

在留について分からないときは、聞いてください。

「外国人在留総合インフォメーションセンター」

電話番号 0570-013904 (03-5796-7112)

<http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

B (お父さんとお母さん両方が外国人の場合) 子どもの国籍を取ります

子どもが取る国籍の大使館・領事館で、手続きをしてください。

詳しいことは、大使館・領事館に聞いてください。

C 子どものパスポートを取ります

子どものパスポートがほしい人は、子どもが取る国籍の大使館・領事館で、手続きをしてください。

詳しいことは、大使館・領事館に聞いてください。

③ 出産に関する手当・助成

A 助産施設（出産のお金がない人のための病院）

泉佐野市が、出産のお金の一部を助けてくれます。

助産施設を利用したい人は、妊娠24週目をすぎた後、なるべく早く、子育て支援課に相談してください。

子どもを産んだ後に、申し込むことはできません。

資格

市民税非課税の世帯

＜申し込むときに必要なもの＞

- ・ 母子健康手帳
- ・ 妊婦（妊娠している女性）の健康保険証
- ・ 印鑑（はんこ）
- ・ 妊婦のマイナンバー（個人番号）が確認できるもの（マイナンバー通知カード、またはマイナンバーカード）

※ 他の市から泉佐野市に引っ越してきた人は、状況によっては、所得証明書（非課税証明書）も必要です。

★手続き・問い合わせ

子育て支援課

電話番号 072-463-1212（内線2381～83、2385～87）

3. 妊娠・出産・育児

B 出産育児一時金（子どもを産むときにもらうお金）

国民健康保険や健康保険に入っている人は、出産するときに、「出産育児一時金」をもらうことができます。

金額は、子ども一人42万円です。

このお金は、あなたではなく、病院が受け取ります。

<会社で働いていて、健康保険と雇用保険に入っている場合だけ>

出産のために会社を休む間、給料をもらうことができない人は、下のCとDのお金をもらうことができます。

条件がたくさんあります。会社に聞いてください。

C 出産手当金

健康保険に入っている人は、出産日の42日前から56日後までの間、「出産手当金」をもらうことができます。

もらうことができるお金は、給料の2/3くらいです。

詳しいことは、会社に聞いてください。

D 育児休業給付金

雇用保険に入っている人は、出産のために会社を休んでいる間、「育児休業給付金」をもらうことができます。

お金をもらえる期間は、条件によって変わります。

もらうことができるお金は、給料の半分くらいです。

詳しいことは、会社に聞いてください。